

特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会 認定歯科衛生士制度施行細則

第1条 特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会（以下「本会」という）認定制度規則（以下「規則」という）の施行にあたって、本会認定歯科衛生士に関して同規則に定められている事項以外は、次の各条に従うものとする。

第2条 規則第7条における本会認定歯科衛生士の認定は、次の各号に該当する者であって、認定審議委員会の審査で合否を判定し、理事会の議決を経て行う。

- (1) 歯科衛生士の免許証を有する者。
- (2) 通算3年以上歯周治療にたずさわった者及びこれと同等以上の経験を有すると認められた者。
- (3) 認定歯科衛生士の申請時において継続して2年以上の本会会員歴を有する者。
- (4) 年次大会・支部教育研修会への参加が3年間で2回以上である者。
- (5) 認定歯科衛生士申請時に教育研修単位が30単位以上の本会会員である者（附表1）。
- (6) 認定歯科衛生士審査に合格した者。
- (7) 本会指導医又は認定医1名の推薦がある者。
- (8) 本会の禁煙宣言に賛同する非喫煙者。

2. 認定歯科衛生士審査については別に審査施行細則を定める。

第3条 規則第8条により認定された者は、あらかじめ登録料を納付しなければ認定歯科衛生士認定証の交付を受けることができない。

第4条 規則第15条に関し、止む得ない理由で更新の申請ができないと認定審議委員会が認めた場合には、認定資格保全のため3年以内の更新期限の延長を認める。延長期限内に学会活動が困難だった理由を記した届けを添えて更新申請を行う。

2. 未更新による認定歯科衛生士資格喪失者が再び認定歯科衛生士を新規申請するときは、手数料を添え申請書および症例報告書（認定歯科衛生士医審査施行細則第4条の要項に則した5症例）を提出し、書類審査を受けなければならない。

第5条 規則第15条における、認定歯科衛生士更新の生涯研修単位基準は、附表2に定める生涯研修単位の合計単位による。所定の研修単位は5年で研修会出席は50単位以上とし、本会年次大会に1回以上参加することを必須条件とする。

第6条 認定歯科衛生士の認定更新を申請しようとする者は、手数料を添え認定更新申請書と認定歯科衛生士研修記録簿を認定審議委員会に提出しなければならない。

2. 認定歯科衛生士更新の申請は、更新時の1年前から行うことができる。

第7条 この制度の施行に関わる諸手数料を次のように定める。

1. 認定申請料 1万円
1. 登録料 1万円
1. 更新手数料 1万円

第8条 この細則の変更は理事会の議決を経て、総会での報告を必要とする。

附則

本施行細則は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

本施行細則は一部改正し、平成 26 年 3 月 16 日より施行する。

本施行細則は一部改正し、令和元年 6 月 22 日より施行する。

本施行細則は一部改正し、令和 2 年 3 月 31 日より施行する。

本施行細則は一部改正し、令和 2 年 6 月 7 日より施行する。

本施行細則は一部改正し、令和 6 年 6 月 17 日より施行する。

更新時に満 60 歳に達した者は、認定期限が令和 7 年 3 月末までの場合に限り、認定歯科衛生士生涯研修記録簿の提出を免除する。